

旧非接触補助金との扱いについて		
1	旧非接触補助金でも交付決定を受けている場合、新規募集の申請もできますか？その場合、必要書類は出し直しになりますか？	旧非接触の交付決定者もご申請いただけます。 ただし、既に交付決定を受けた事業に対して重ねて申請することはできません。印鑑証明書及び商業謄本については、3か月の有効期限内であれば提出不要です。納税証明書や財務諸表についても、同期（直近のもの）であれば提出不要です。
2	新非接触補助金と旧非接触補助金との違いは何ですか？	消耗品、リース・レンタル品に係る費用等が補助対象になりました。 交付申請額の上限が400万円となりました。（消耗品のみ申請の場合は100万円）
3	旧非接触補助金で交付決定を受けた事業について、自己負担分（1/3）を申請することはできますか？	自己負担分はご申請いただけません。
4	旧非接触補助金でまとめて購入したが対象外となったものは申請できますか？ 例）使い捨てルームキー	旧非接触補助金で対象外だったものが、新非接触補助金で対象になる場合もあります。経費を明確に切り分けた上で、個別にご相談ください。
申請者について		
1	都外に本社がある場合でも申請できますか？	宿泊施設が東京都内であればご申請いただけます。
2	施設規模は問いますか？	問いません。
3	現在、宿泊施設は休業中ですが、申請可能ですか？	ご申請いただけますが、営業再開予定日も併せてお知らせください。
4	「コロナ特例」措置により、納税期間の猶予を受けています。申請できますか？	ご申請いただけます。添付書類として、納税証明書（その1）又は收受印のある猶予申請書又は猶予証明書をご提出ください。 ただし、猶予期限が到来した時点で、納付又は延長申請の確認をさせていただきます。
5	旅館業法上の営業許可を受けた者でなくても申請できますか？	備品（財産）を所有する者が申請者となります。オーナー（施設の所有者）の財産になるのであれば、オーナーが申請者になります。親会社・子会社関係については、以下のQAもご参照ください。 旅館業の許可を受けた者以外が申請する場合は、業務委託契約書など契約内容を確認できる資料をご提出ください。
委任・代行について		
1	（親会社・子会社関係） ホテルは親会社が所有、子会社が運営委託を受けており、子会社が営業許可を取得している場合、子会社が購入・申請することは可能ですか？	財産処分を伴わない50万円未満の申請については、子会社が申請することも可能です。 50万円以上の申請でも、以下の条件を満たす場合、子会社から申請できます。 ・購入した物品の所有者が子会社であること ・購入したものはホテルに帰属するため、仮に運営委託が解除された場合でも、そのホテルで使用すること。
2	（親会社・子会社関係） 親会社が、営業許可をもつ子会社が支払ったものを、まとめて申請する場合はどうすれば良いですか？	子会社から委任を受けて、「受任者」としてご申請いただけます。
3	（親会社・子会社関係） 逆に、親会社が支払ったものを、子会社が申請することはできますか？	委任は、子会社が親会社へ委任し、親会社が責任をもって登記簿や財務諸表等を確認するものを想定していますので、親会社から子会社への委任はできません。
4	代行者が物品を購入することはできますか？	代行は、あくまでも手続きを代行するものなので、購入はできません。 見積書・請求書等の宛名が依頼元（代行者に依頼した者）であり、支払いも依頼元が行う必要があります。
補助限度額について		
1	消耗品のみ申請でない場合も、消耗品の上限は100万円ですか？	消耗品その他まとめてご申請いただければ、消耗品の上限設定はありません。ただし、1施設（旅館業の許可単位）当たり400万円が上限となります。
2	申請額の下限額はありますか？	下限はありません。

申請方法について		
1	購入・導入前に申請した方が良いですか？	令和2年5月14日以降に購入・導入したものが対象になります。全て購入・導入後にご申請いただいても問題ありませんが、補助対象となるかどうかは審査にて決定します。
2	全ての事業が購入・導入済みの場合、交付申請書と実績報告書をまとめて提出しても良いですか？	第2号様式を用いることで、申請と実績報告を兼ねることができます。
3	申請前に対象の可否を確認できますか？	ご相談いただくことは可能ですが、対象の可否は申請書類をいただいた後、審査にて決定します。なお、メーカー様からの問合せにはお答えしていません。
4	交付申請から決定までどのくらいかかりますか？	全ての書類が整ってから約10日ほどかかります。
5	複数施設に対して申請予定です。申請1回につき、複数の施設を申請できますか。その際、施設ごとに上限400万円(消耗品の場合100万円)ですか。	複数施設まとめてご申請いただけます。また、上限額は施設ごと（旅館業の許可単位）となります。
6	複数回申請することはできますか？	1施設あたり上限400万円を超えない範囲であれば、複数回申請することは可能です。ただし、既に申請済みの事業について支払いが完了している必要があります。また、同一事業での複数回申請はできません。
7	発注して支払いを終えていない場合、対象になりますか？	令和3年12月31日までに支払いを完了し、実績報告を提出することができる事業が対象になります。
8	既に購入したものと購入予定のものを合わせて申請できますか？	合わせてご申請いただけます。
9	やむを得ずクレジットカードで支払う場合に、個人名義や、一人法が運営する複数施設のうち一施設の名義のクレジットカードを使用して支払うことは可能ですか？	領収書等、法人から名義人へ支払ったことがわかる書類が必要です。なお、原則クレジットカードは使用しないでください。
提出書類について		
1	消耗品だけの申請の場合、仕様書の提出は不要とのことですが、消耗品を含む申請の場合、仕様書は必要ですか？	消耗品については不要です。
2	申請前に既に導入・購入した場合、申請書の提出時に領収書等の添付書類も提出する必要がありますか？	全ての事業が購入・導入済みの場合は、契約書・納品書・請求書・領収書・設置後の写真・成果物（カタログ等）など実施報告時に必要な添付書類を申請時に提出してください。購入・導入予定のものも同時申請される場合は、購入・導入済みの事業のみ上記必要書類を申請時に提出してください。
3	新規開業したばかりで財務諸表（2期分）を出せない場合は、どうすれば良いですか？	財務諸表を1期分もご提出いただけない場合は、創業事業計画書をご提出ください。銀行等へ提出したものがあればその写しで構いません。1期分のみご提出いただける場合は、事業計画書も併せてご提出ください。
4	既に物品を購入したものの、領収書が手元にありません。または、領収書には内訳の記載がありません。	領収書がなければ対象外になります。但し書きや内訳の記載がない場合は、契約（購入）先に書いてもらってください。それが難しい場合は、購入したものの内訳・数量が分かるものを添付してください。
対象経費について		
1	運搬搬入費は対象になりますか？	運搬搬入費は対象になります。発注先ではない運送業者が運ぶ送料は対象外です。
2	廃棄費用は対象になりますか？ 例) キーシステムを変更したときの旧鍵一式)	廃材処理費は対象になります。
3	ポイント利用分やポイント付与分は対象経費になりますか？	利用分と付与分ともに対象外です。購入の際には、各種ポイントは使用しないようご注意ください。
4	発注先が振込手数料を負担する場合、どうすれば良いですか？ 例) 税抜5000円×3=15000円分購入。支払いは振込手数料込の15000円。	振込手数料を差し引いた額が対象になります。対象外の物品と合わせて購入した場合は、振込手数料を按分して計算してください。
5	グループ会社からの購入も、理由書があれば対象になりますか？	施設の改修等を行う事業を実施する場合で、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすものであるときのみ対象になります。親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引が真に止むを得ない理由を明記した書類（様式任意）をご提出ください。

対象事業について		
1	宿泊施設内のプール、スパ、スポーツジム、ブライダルサロン等も対象になりますか？	宿泊施設の敷地内であれば対象になります。
2	宿泊施設における各種施設において、テナントも対象になりますか？	補助対象事業者(申請者)が購入・所有し、無償で貸与する場合は対象になります。
3	アクティビティ等の遊びや体験も対象になりますか？	宿泊施設の敷地内もしくは直営の取組であれば対象になります。 例：宿泊施設や宿泊施設周辺で行われる遊びや体験をオンライン等で案内する際に使用するタブレット等は対象になることもあります。事前にご相談ください。
4	大浴場への混雑度可視化システムの導入は対象になりますか？	大浴場や食堂等に入る前に確認できるシステムであれば対象になります。
5	サーモカメラ（体温がわかるもの）の導入に付随するレコーダー、モニター、取付台等の購入は対象になりますか？	検温に使用することに用途が限定されるものであれば対象になります。 対象の範囲は事前にご相談ください。
6	換気扇の新規設置は対象になりますか？	対象になります。また、空気の入替を意識した場所に設置してください。
7	感染症対策をPRする事業も対象になりますか？	対象外です。
8	募集要領に例示されていないものは対象外ですか？	個別に判断させていただきますので、事前にご相談ください。
9	「消耗品」について、耐用年数の基準はありますか？	耐用年数に関係なく一律で単価税抜10万円未満とします。
10	「消耗品」とは、税務上の定義と同一ですか？	本補助金では10万円未満のものを「消耗品」として扱いますが、税務上の定義と一致するものではありません。
11	購入した物品を客へ貸出す場合も対象になりますか？ 例) アクリル板を10枚3000円で宴会場や会議室利用客に貸し出す	有償で貸し出す場合は対象外です。
12	レンタル・リースの場合、対象期間はどのようになりますか？今現在リース中のものは、どのように申請すれば良いですか？	対象期間は、令和2年5月14日から令和3年12月31日の間となります。このうち、実績報告日まで使用及び支払いが確認できる分が対象になります。必要に応じて、月割又は日割で按分しご申請ください。 なお、令和2年5月14日以降に契約したものに限り（単なる更新は対象外）。
13	レンタル・リースに係る月額料金にメンテナンス費用が含まれている場合、どうすれば良いですか？	レンタル・リース料に含まれている場合で、かつレンタル・リース期間に限り、メンテナンス費用も対象になります。
14	既存システムの改修経費は対象になりますか？	新たに非接触化が図られる場合で、非接触サービス導入に係る部分のシステム開発・改修費に限り、対象になります。事前にご相談ください。
15	機器の更新も対象となりますか？新たな取り組みのみが対象ですか？ 例) 自動チェックイン機：機器の入れ替えやバージョンアップ	チェックイン・チェックアウトについて、導入前後の状況をお聞きし審査させていただきます。既に非接触化が図られている、単なる更新や買い替えは対象外です。機器の入れ替えやバージョンアップによって、非接触化や感染対策が図られるものに限り対象になります。個別にご相談ください。
16	自動チェックイン機を既に導入しているが、1台しかなく、混雑時は対面でのフロント業務も実施しています。追加で購入する場合でも対象になりますか？	追加分は対象になります。
17	光触媒のコーティング施工等を検討しています。感染症防止対策として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付とありますが、メーカーHP上で公表しているプレスリリースでも良いですか？	プレスリリースではなく、民間試験機関が発行した試験結果報告書をご提出ください。また、試験で用いる検体は、新型コロナウイルス株である必要があります。
18	「新型コロナウイルス感染症対策として専門家の見解が分かる書類」が必要とありますが、専門家とはどのようなものですか？	大学等研究機関やJNLA(産業標準化法試験事業者登録制度)に登録された試験機関を想定しています。
19	「専門家の見解がわかる書類」として、「環境中から採取した新型コロナウイルス」を用いた試験結果報告書があります。対象になりますか？	「環境中から採取した新型コロナウイルス」での試験結果では、ウイルスが分解されたことが明確にはわからない可能性があるため、対象外です。
20	空気清浄機は対象になりますか？	高効率空気清浄機であれば対象になります。また、付随する空気清浄度モニターも対象となります。 ※高効率空気清浄機とは、0.1～0.3μmの微粒子を99.97%以上除去できる性能の高性能フィルタを搭載した空気清浄機を指します。製品カタログ等に記載があるかご確認ください。
21	ウィルス除去機能のあるエアコンは対象になりますか？	新型コロナウイルスへの有効性が認められれば対象となります。専門家の見解が分かる書類をご提出ください。
22	感染症対策のための改修・改装工事も対象になりますか？	感染対策が図られるものであれば対象になります。対象範囲については、個別にご相談ください。